最上川下流、赤川大規模氾濫時の減災対策協議会規約(案)

(名称)

- 第1条 この会議は、最上川下流、赤川大規模氾濫時の減災対策協議会(以下「協議会」という。) と称する。
 - 2 最上川下流とは、酒田河川国道事務所が管理する最上川本支川、及び山形県が管理する別表3の最上川支川を指すものとする。
 - 3 赤川とは、酒田河川国道事務所が管理する赤川本支川、及び山形県が管理する別表4の赤 川本支川を指すものとする。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により、大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、最上川下流、赤川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、 隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

なお、本協議会は水防法第15条の9及び第15条の10により組織する協議会である。

(協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
 - 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外 の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
 - 1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有。
 - 2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成。
 - 3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項。

(幹事会)

- 第5条 協議会の下に幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を 行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
 - 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外 の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。
 - 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。 (協議会資料等の公表)
- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報 等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができ る。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 事務局は、酒田河川国道事務所調査第一課及び山形県県土整備部河川課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年5月30日から施行する。

平成29年5月30日改正

平成30年 月 日改正

参考「水防法等の一部を改正する法律案」

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定 最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ 一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災 協議会」という。)を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象 台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

別表1

(構成員) 鶴岡市長

酒田市長

三川町長

庄内町長

遊佐町長 (オブザーバー)

気象庁 山形地方気象台長

山形県 環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課長

山形県 県土整備部 参事 (兼) 河川課長

山形県 庄内総合支庁 総務企画部長

山形県 庄内総合支庁 建設部長

国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長

国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所長

(事務局) 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課 山形県県土整備部 河川課 (構成員) 鶴岡市 危機管理監

酒田市 危機管理課長

三川町 総務課長

庄内町 総務課 主幹

遊佐町 総務課長 (オブザーバー)

気象庁 山形地方気象台 防災管理官

山形県 環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課 課長補佐

山形県 県土整備部 河川課 課長補佐

山形県 庄内総合支庁 総務企画部 総務課 防災安全室長

山形県 庄内総合支庁 河川砂防課長

国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長

国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 副所長

(事務局) 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課 山形県県土整備部 河川課